

# 福岡市ビルディング協会 会則・規則

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本会は福岡市ビルディング協会と称する。
- 第 2 条 本会は貸ビル業の健全な経営の円滑と合理化、進歩改善に努め以て社会の信頼を確立し、会員相互の親睦を図り、共存共栄の実績を挙げると共に業界の発展向上に貢献する事を目的とする。
- 第 3 条 本会は、目的達成の為、次の事業を行う。
- (1) 研修会
  - (2) 懇親会
  - (3) 表彰及び慶弔並びに渉外の実施
  - (4) その他本会に必要な事項
- 第 4 条 本会の事務所は福岡市に置く。

## 第2章 会 員

- 第 5 条 会員の資格は貸ビル業を経営する経営主又はその代理者とする。  
前項代理者を定めたときはその住所氏名を本会に届け出なければならない。
- 第 6 条 本会に入会しようとする者は会員の紹介により入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 第 7 条 会員が本会を退会しようとするときには退会届を提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 第 8 条 会員が次の各号の一に該当するときは役員会の決議により除名することができる。
- (1) 会則又は総会の決議に違背したとき若しくは本会の目的に反する行為をしたとき。
  - (2) 本会の名誉を毀損し又は秩序を乱す行為をしたとき。
  - (3) 会費を1年以上滞納したとき。

## 第3章 役員等

第9条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名  
会計 1名 監事 2名 総務委員会・研修委員会・広報委員会 若干名

### (1) 理事会

理事会のメンバーは、会長、副会長とする。

理事会は会長が必要と認めた時に召集を行う。

理事会は会員の入会審査、2年以上会費が未納の会員の退会の検討、  
会則にない事案の決議を行う。

### (2) 各種委員会

・総務委員会 事務処理及び会議の議事録及び会員名簿を作成する。

総務委員長 1名

総務委員 若干名

・研修委員会 研修及び研修旅行の企画を行う。

研修委員長 1名

研修委員 若干名

・広報委員会 内外への広報資料を作成する。

広報委員長 1名

広報委員 若干名

第10条 会長は本会を代表して会務を総括する。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第12条 会計は金銭の収支及び取扱を明確に記帳し必要あるときは会員の閲覧に応じる。

第13条 総務は事務を処理し、行事の企画運営、会議議事録及び会員名簿の作成を行う。

第14条 会長は総会の決議により選出し、その他の役員は会長が任命する。

- 第15条 本会に監事2名を置き、総会の決議により選出する。
- 第16条 監事は本会の会計の帳簿及び銀行預金等金銭に関する書類全般の監査を行う。
- 第17条 総ての役員及び監事の任期は就任後2回目の定時総会終了時までとする。  
役員又は監事に欠員のできたときは会務の支障のない限り、次の総会まで補充を延期することができる。  
補充された役員又は監事の任期は残任期間とする。  
役員又は監事が会員の資格を失ったときは任期が終了するものとする。
- 第18条 会長は必要に応じて顧問等を委嘱することができる。  
顧問等は会長の諮問に応じて随時意見を述べ本会の発展に協力する。

## 第4章 会 議

- 第19条 本会の会議は総会及び役員会とする。
- 第20条 総会は定時総会と臨時総会とする。  
定時総会は7月に開催する。  
臨時総会は必要に応じ会長が招集する。
- 第21条 総会の議長は会長が会員中より委嘱する。
- 第22条 総会の決議は、会員の過半数を以て決し、可否同数のときは議長が決定する。  
会員は委任状を提出して出席に代えることができる。
- 第23条 総会は次に掲げる事項を議決する。  
(1) 事業計画  
(2) 役員及び監事の選任  
(3) 予算及び決算  
(4) 会則の変更  
(5) その他会に関する重要事項

- 第24条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。  
会長は役員会の議長となる。  
役員会の決議は役員の過半数にて決定する。可否同数のときは議長が決定する。
- 第25条 役員会は会の運営及び事業活動に関する重要事項を議決する。
- 第26条 会議に於て議事録を作成し、出席役員中2名が署名捺印する。

## 第5章 会 計

- 第27条 本会の会計年度は、6月1日より翌年5月31日までとする。
- 第28条 本会は、会員の会費及び入会金その他の収入で運営する。
- 第29条 本会の会費は月額金1,500円とし、1年払いの前納とする。  
入会金は金5,000円とする。  
新加入者の会費は月額に入会を承認された翌月以降の当該年度の残存月数を乗じた額とする。
- 第30条 退会する場合は、既納の会費等は返還しないものとする。

## 第6章 附 則

- 第31条 改正会則は2013年7月26日から施行する。

## 福岡市ビルディング協会 表彰、慶弔、渉外費規定

### ◎表彰の規定

新入会員勧誘	記念品を贈呈する。
功績顕著な者	15,000円
	(役員会の承認が必要)

### ◎慶弔・渉外費の規定

慶祝金	喜寿・米寿	10,000円
弔慰金	会員死亡	15,000円
	配偶者死亡	15,000円
見舞金	傷病見舞金 (1月以上入院)	5,000円
	災害見舞金	10,000円以内

但し、上記事案発生後1年を経過する日まで会に通知がない場合はその支払いを免れる。

本改正規定は2013年7月26日から施行する。